

広島県公安委員会公告第 39 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づき、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を次のとおり実施する。

令和8年2月20日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

1 日程及び場所

(1) 東城国際射撃場

回	日	程	場	所
1	令和8年4月23日	(木)	庄原市東城町川東字恵谷山70番地5	
2	令和8年5月21日	(木)		
3	令和8年6月18日	(木)		
4	令和8年7月16日	(木)		
5	令和8年8月20日	(木)		
6	令和8年9月17日	(木)		

(2) 甲山国際射撃場

回	日	程	場	所
1	令和8年4月28日	(火)	広島県世羅郡世羅町大字川尻454番地14	
2	令和8年5月26日	(火)		
3	令和8年6月23日	(火)		
4	令和8年7月21日	(火)		
5	令和8年8月25日	(火)		
6	令和8年9月29日	(火)		

(3) 広島国際射撃場

回	日	程	場	所
1	令和8年4月14日	(火)	安芸高田市八千代町向山字大原60番地12	
2	令和8年5月12日	(火)		
3	令和8年6月9日	(火)		
4	令和8年7月7日	(火)		
5	令和8年8月4日	(火)		
6	令和8年9月8日	(火)		

2 受付及び開始時間

全日程とも、受付時間は午後0時30分から午後1時までとし、午後1時から開始する。

3 使用できる猟銃の種類

- (1) 東城国際射撃場 散弾銃及び散弾銃以外の猟銃（ライフル銃等）

- (2) 甲山国際射撃場 散弾銃
- (3) 広島国際射撃場 散弾銃

4 講習の内容

科目	講習事項
猟銃の操作	(1) 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い (2) 猟銃の点検 (3) 実包の装填及び拔出しその他実包の取扱い (4) 射撃の姿勢及び動作
猟銃の射撃	(1) 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃 (2) 散弾銃以外の猟銃（ライフル銃等）による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

5 講習の注意事項

- (1) 講習で使用する銃は、受講者が所持許可を受けて所持する銃とする。
- (2) 散弾銃による射撃方式は、東城国際射撃場にあつてはスキート射撃、甲山国際射撃場及び広島国際射撃場にあつてはスキート射撃又はトラップ射撃とする。
- (3) 講習で使用する実包（散弾実包は、7 1/2 号以下のものに限る。）は、受講者があらかじめ用意すること。
- (4) 感染症拡大防止、災害発生等の理由により、開催を中止することがある。

6 受講手続

- (1) 受講を希望する講習実施日の10日前までに、住所地を管轄する警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課の窓口又はe-Gov電子申請から申込みを行う。
- (2) 定員は、東城国際射撃場にあつては散弾銃6名及び散弾銃以外の猟銃（ライフル銃等）6名、甲山国際射撃場及び広島国際射撃場にあつては散弾銃12名程度とし、受講者は、原則として先着（受講手数料の納付）順で決定する。
- (3) 窓口での申込みにあつては申込時に、e-Gov電子申請での申込みにあつては住所地を管轄する警察署からの指示に従い受講手数料14,000円を納付して、技能講習通知書の交付を受ける。
- (4) 所定の期日に受講しなかった場合、講習申込書及び受講手数料は返還しない。
- (5) 受講日時・場所へ、猟銃・空気銃所持許可証及び技能講習通知書記載の携行品を持参の上、受付をした後、講習を受講する。

7 講習に関する問合せ先

広島県警察本部生活安全部生活安全総務課（電話（082）228-0110（代）内線3031）又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課